

別記5

リスク分担表

段階	責任・リスクの種類	内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	事業者責任	下水道法における事業者責任	○	
	廃棄物処理法上の責任	委託者が下水道事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの 上記以外に排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○ ○	
	その他法令上の責任	受託者の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任（労働安全衛生法等、消防法等） 上記以外のもの		○
	契約締結リスク	委託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合 受託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を有する場合	○ ○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更 本委託のみではなく、広く一般に適用される法令等の変更	○ ○	
	許認可遅延の責任	受託者が取得する許認可の遅延に関するもの 上記以外の遅延に関するもの		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害 受託者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合 上記以外のもの		○ ○
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟 受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟 受託者のこの契約の履行に直接関係するもの（施設見学等）	○ ○ ○	
	事故の発生責任	受託者の責めによる労災事故、設備の損壊事故等 上記以外のもの		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等） 上記以外のもの		○
	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの 委託者の責務不履行によるもの 受託者の業務放棄、破綻によるもの		○ ○ ○
	物価・金利変動リスク	運転管理業務委託料について、 事業業務委託 契約締結時から1.5%を超える公共工事設計労務単価（電工）の変動があつた場合	○	
		同上時から1.5%以内の公共工事設計労務単価（電工）の変動		○
		運転管理業務委託料について、労務単価（電工）に関する契約変更時から1.5%を超える公共工事設計労務単価（電工）の変動があつた場合	○	
		同上時から1.5%以内の公共工事設計労務単価（電工）の変動		○
		上記以外の人件費に関する変動		○
		令和8年度 の薬品調達単価※から1.5%を超える変動があつた場合の1.5%を超える部分 ※高分子凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素、ポリ硫酸第二鉄に限る	○	
		同上時から1.5%以内の薬品調達単価の変動 上記以外の物品に関する調達費用の変動		○ ○
	委託期間中の金利変動		○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期		○
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	流入水量の変動リスク	現有処理能力以内の水量変動 上記を逸脱する流入水量変動		○
	流入水質の変動リスク	事業計画値内の水質変動 事業計画値を上回る水質の変動		○
	処理水質に関する契約基準の未達リスク	委託者の指示に基づく運転方法の変更等や有害物質の流入等の不可抗力によるもの 受託者の帰責事由による要求水準の未達		○ ○
	脱水汚泥の含水率に関する要求水準の未達リスク	脱水汚泥の含水率の測定値が要求水準（年間平均値又は各測定回の最大値）を超えた場合		○
	修繕の遅延によるリスク	委託者発注の修繕の遅延による委託対象施設の機能不足（第三者委託含む） 受託者発注の修繕の遅延による委託対象施設の機能不足（第三者委託含む）	○ ○	
	修繕等による施設の損害リスク	委託者発注の修繕による委託対象施設の損害（第三者委託含む） 受託者発注の修繕による委託対象施設の損害（第三者委託含む）	○ ○	
	突発修繕費の増大リスク	受託者の責による補修費の増大 上記以外によるもの		○ ○
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかつたことに起因する施設の損傷 受託者の責により施設が損傷した場合 上記以外のもの		○ ○ 協議
	技術革新リスク	もっぱら受託者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合		○
	物品の盗難リスク	受託者の管理の不手際による物品の盗難・紛失 上記以外によるもの		○

○：主たる責任分担者であり、リスクが顕在化した場合に負担を負う